

須賀川市マスコットキャラクター「ポータン」使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、須賀川市マスコットキャラクター「ポータン」(以下「ポータン」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(権利)

第2条 ポータンに関する一切の権利は、須賀川市(以下「市」という。)に属する。

(使用承認の基準等)

第3条 使用目的及び方法が市の施策の推進に寄与し、または公益性が高いと認められる場合には、ポータンの使用を認めるものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、使用を認めない。

- (1) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (2) 市のイメージ、品位を傷つけるおそれのある場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (6) 不当な利益をあげるために利用されるおそれがある場合
- (7) ポータンのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) ポータンの利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (9) ポータンの画像が原形と差異があると認められる場合
- (10) その他、承認することが不相当と認められる場合

(使用方法)

第4条 ポータンの使用に際しては、承認された用途に限り使用するものとする。

2 承認を受けようとする者は、別記「須賀川市マスコットキャラクター『ポータン』スタイルガイド」に定めるデザインのみとする。

ただし、次の各号に該当する場合は、事前に協議して了承を得なければならない。

- (1) ポータンのデザインの一部のみを使用する場合
- (2) ポータンのデザインを変形、加工する場合
- (3) ポータンのデザインを他の図形や文字と重ねて使用する場合

(使用料)

第5条 ポータンの使用料は、当分の間、無償とする。

(使用期間)

第6条 ポータンの使用期間は、原則1年間とする。ただし、特別な理由により須賀川市長(以下「市長」という。)が認める場合は、期間を延長することができる。

(使用承認申請)

第7条 ポータンを使用する場合は、市長に対し、承認申請を行わなければならない。ただし、市長

が特別の事情があると認める場合であつて、事前に協議をしている場合を除く。

2 前項の承認を受けようとする者は、「須賀川市マスコットキャラクター「ポータン」使用承認申請書（別紙様式1）」に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) ポータンの利用状況がわかる完成見本等
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 既に受けた使用承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめ「須賀川市マスコットキャラクター「ポータン」使用承認変更申請書（別紙様式2）」により変更承認申請を行わなければならない。

4 市長は、申請内容を確認するため、必要な書類等の提出を求めることができる。

（承認通知）

第8条 使用を承認するものについては、「須賀川市マスコットキャラクター「ポータン」使用承認書（別紙様式3）」を交付する。

2 既に受けた使用承認の内容を変更し承認するものについては、「須賀川市マスコットキャラクター「ポータン」使用変更承認書（別紙様式4）」を交付する。

3 市長は、使用を承認するに際し条件を付すことができる。

（不承認通知）

第9条 ポータンの使用を承認しない場合は、申請者に対し「須賀川市マスコットキャラクター「ポータン」使用不承認通知書（別紙様式5）」によりその旨を通知する。

（使用上の遵守事項）

第10条 第8条による使用承諾を受けた者（以下「使用者という。」）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容のみに使用すること。
- (2) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 第8条の承認を受けた権利を譲渡または転貸しないこと。
- (4) ポータンを用いた商品等の使用、宣伝または広告に際して、『ポータン』と、その商品、包装、広告等に必ず明示すること。

（使用状況及び使用実績の確認）

第11条 市長が必要と認めた場合には、使用者に対し必要な帳票、記録等の資料や説明を求め、ポータンの使用状況及び使用実績の確認調査を実施する。

（地位の承継）

第12条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用承諾に基づく地位を承継することができる。

（使用承認の取消し等）

第13条 次の各号に該当する場合は、使用承認の取り消し、使用条件の変更、使用物件の回収を求める等の措置を行うことができる。

- (1) 使用承認申請の内容に虚偽があることが判明した場合
- (2) ボータンを使用承認条件に違反して使用した場合
- (3) 第3条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (4) その他市長が必要と認めた場合

(損害賠償等の責任)

第14条 ボータンの使用に関し、市は損害賠償等の一切の責任を負わない。

2 使用者は、ボータンを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、ボータンの利用に際して故意または過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、ボータンの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。